

食品衛生法改正の概要及び県の対応について

令和元年5月
食品生活衛生課

1 食品衛生法の改正の概要

(1) 背景等

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国際標準的な食品衛生管理(HACCP(ハサップ))の導入等に対応するため、平成30年6月に改正食品衛生法(以下「法」という。)が公布された。

(2) 改正法の内容及び施行期日

内容の詳細及び施行期日について政省令等で示された後、段階的に施行される。

施行期日	内 容
2019年4月1日	①広域的な食中毒事案への対策強化
2020年6月まで	②HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化(経過措置1年) ③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 ④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
2021年6月まで	⑤営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設 ⑥食品リコール情報の報告制度の創設

2 課題

- 改正法に基づいた生産者・事業者・消費者の各団体の事業、特に新設される2③、④、⑥に関連する事業について、各団体と政省令等を踏まえた具体的な内容の協議・調整を行う必要がある。
- 今回の法改正で規制対象となる業種やHACCPの要求水準については、現在、国において検討されており、2019年12月までに段階的に公布される予定の政省令により決定される。県が推進している「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」(2015年度から2019年度)では県独自の数値目標を設定しており、次期推進プランは、政省令等の内容を踏まえたプランとする必要がある。

3 県の対応

(1) 関係条例等の改廃

政省令の公布後、関係条例等の改廃を行い法施行に対応した体制を整備するとともに、関係事業者等に周知する。

【関係する主な条例】

- ・食品衛生に関する条例(昭和26年10月25日広島県条例第49号)
- ・食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成12年3月27日広島県条例第11号)
- ・かきの処理をする作業場に関する条例(昭和33年12月15日条例第64号)

(2) 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン

現行プランの取組期間を1年延長し、次期プランは改正法の内容を盛り込んだ新たなプランとして2020年度に策定する。

